

第2期飯塚市地域福祉計画改訂版 新旧対照表

新	旧
<p>第3章 計画の基本方針</p> <p>1. 計画の基本理念 (略)</p> <p>2. 計画の基本目標 基本理念の実現に向けて、3つの「基本目標」を設定し、市民と行政との協働により、地域福祉の取り組みを進めていきます。この基本目標は、第1期計画の総括を踏まえて、第2期計画の中で取り組むことが必要と考えられる課題を整理し設定しています。</p> <p>基本目標1 お互いを大切にしようひとりづくり (略)</p> <p>基本目標2 支えあう地域づくり 地域福祉を推進するには、現在希薄化している“地域のつながり”を強めていくことが重要です。同じ地域に住む人同士が知り合い、支えあう意識を育むことができるよう、地域での交流活動を進めます。 また、<u>高齢者や障がい者、ひとり親世帯、就労や社会的孤立等のさまざまな課題を抱えて生活に困窮している方など、地域で支援を必要とする方々の</u>把握を行い、声かけや見守り活動を通して、身近な地域での困りごとに対応する住民相互の協力体制づくりに取り組みます。さらに、東日本大震災の発生以降、人とのつながりや「絆」に関心が高まっており、災害時や緊急時にも協力しあえる地域づくりに取り組んでいきます。</p> <p>基本目標3 つながるしくみづくり (略)</p>	<p>第3章 計画の基本方針</p> <p>1. 計画の基本理念 (略)</p> <div data-bbox="1780 438 2060 486" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">計画書 P43~44</div> <p>2. 計画の基本目標 基本理念の実現に向けて、3つの「基本目標」を設定し、市民と行政との協働により、地域福祉の取り組みを進めていきます。この基本目標は、第1期計画の総括を踏まえて、第2期計画の中で取り組むことが必要と考えられる課題を整理し設定しています。</p> <p>基本目標1 お互いを大切にしようひとりづくり (略)</p> <p>基本目標2 支えあう地域づくり 地域福祉を推進するには、現在希薄化している“地域のつながり”を強めていくことが重要です。同じ地域に住む人同士が知り合い、支えあう意識を育むことができるよう、地域での交流活動を進めます。 また、<u>地域で支援を必要とする方々の</u>把握を行い、声かけや見守り活動を通して、身近な地域での困りごとに対応する住民相互の協力体制づくりに取り組みます。さらに、東日本大震災の発生以降、人とのつながりや「絆」に関心が高まっており、災害時や緊急時にも協力しあえる地域づくりに取り組んでいきます。</p> <p>基本目標3 つながるしくみづくり (略)</p>

第4章 目標達成に向けた取り組み

基本目標1 お互いを大切にしようひとりづくり
(略)

基本目標2 支えあう地域づくり

活動目標1 地域での交流の機会づくり
(略)

活動目標2 地域における見守り体制の強化

取り組みの方向性

高齢化の進行、生活様式の多様化等により、高齢者や障がい者のみの世帯、またこれらの方々のひとり暮らしが増加している傾向にあります。また、孤独死、うつ、虐待、引きこもりなどといった新たな社会問題が顕在化する中、失業など経済的な理由による生計困難に加え、子育ての悩みや人間関係の喪失、住居の確保等の課題を複合的に抱えている生活困窮世帯が増加している傾向が見られます。これらの方々が地域で孤立したり支援が必要でも声をあげられず問題が悪化したりすることがないように、地域での見守り体制の整備を進めます。

また、近年では、子どもや高齢者等が被害者となる犯罪が増加しており、多様化する犯罪に対応するため、地域ぐるみでの防犯体制の強化が求められています。

このためには、地域と連携して地域の困りごと、または要援護者の把握を進め、必要な対応へとつなげていく体制の構築に取り組みます。加えて、これらの対応の円滑化を図るために、個人情報保護の観点から踏まえた上で、見守りや相談を通して得られた情報の取り扱いと有効な活用方法についても検討を行っていきます。

第4章 目標達成に向けた取り組み

基本目標1 お互いを大切にしようひとりづくり
(略)

基本目標2 支えあう地域づくり

活動目標1 地域での交流の機会づくり
(略)

活動目標2 地域における見守り体制の強化

計画書 P57～62

取り組みの方向性

高齢化の進行、生活様式の多様化等により、高齢者や障がい者のみの世帯、またこれらの方々のひとり暮らしが増加している傾向にあります。また、孤立死、うつ、虐待、引きこもりなどといった新たな社会問題も顕在化しています。これらの方々が地域で孤立したり支援が必要でも声をあげられず問題が悪化したりすることがないように、地域での見守り体制の整備を進めます。

また、近年では、子どもや高齢者等が被害者となる犯罪が増加しており、多様化する犯罪に対応するため、地域ぐるみでの防犯体制の強化が求められています。

このためには、地域と連携して地域の困りごと、または要援護者の把握を進め、必要な対応へとつなげていく体制の構築に取り組みます。加えて、これらの対応の円滑化を図るために、個人情報保護の観点から踏まえた上で、見守りや相談を通して得られた情報の取り扱いと有効な活用方法についても検討を行っていきます。

具体的な取り組み

(1) 地域の困りごとを把握するしくみづくり

個人や家庭の中だけでは解決が難しい問題や、地域での支え合いが必要な要支援者の把握については、自治会長や民生委員・児童委員を中心として情報の把握に努め、個人情報の保護に留意した上で、その情報の取り扱いと共有方法の確立を目指します。

取り組みの主体	取り組み
市民 《自助》	<ul style="list-style-type: none"> ○困りごとを自分や家庭の中だけで抱え込まないよう、民生委員・児童委員等の地域の相談役に相談しましょう。 ○近所に困りごとを抱えている人がいたら、地域の相談役に相談しましょう。 ○悪質な訪問販売や振り込め詐欺等の悪質商法について関心を持ち、被害に遭わないようにしましょう。
地域や関係団体 《共助》	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会長や隣組長、民生委員・児童委員、福祉委員等を中心に、支援の必要な方を把握しましょう。 ○地区社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会等で、地域での困りごとをみんなで共有しましょう。
行政 《公助》	<ul style="list-style-type: none"> ○地域と連携して、<u>要支援者</u>の把握に取り組み、情報共有体制を確立します。 ○各地区の民生委員・児童委員や福祉委員の周知を図り、こうした方々を通じて地域の困りごとを速やかに把握できるような体制を整えます。 ○消費生活センターと連携し、悪徳商法等からの消費者保護に関する情報提供や啓発、相談等の充実に取り組みます。 ○まちづくり協議会や地域福祉ネットワーク委員会等の運営支援を行います。

具体的な取り組み

(1) 地域の困りごとを把握するしくみづくり

個人や家庭の中だけでは解決が難しい問題や、地域での支え合いが必要な要援護者の把握については、自治会長や民生委員・児童委員を中心として情報の把握に努め、個人情報の保護に留意した上で、その情報の取り扱いと共有方法の確立を目指します。

取り組みの主体	取り組み
市民 《自助》	<ul style="list-style-type: none"> ○困りごとを自分や家庭の中だけで抱え込まないよう、民生委員・児童委員等の地域の相談役に相談しましょう。 ○近所に困りごとを抱えている人がいたら、地域の相談役に相談しましょう。 ○悪質な訪問販売や振り込め詐欺等の悪質商法について関心を持ち、被害に遭わないようにしましょう。
地域や関係団体 《共助》	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会長や隣組長、民生委員・児童委員、福祉委員等を中心に、支援の必要な方を把握しましょう。 ○地区社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会等で、地域での困りごとをみんなで共有しましょう。
行政 《公助》	<ul style="list-style-type: none"> ○地域と連携して、<u>要援護者</u>の把握に取り組み、情報共有体制を確立します。 ○各地区の民生委員・児童委員や福祉委員の周知を図り、こうした方々を通じて地域の困りごとを速やかに把握できるような体制を整えます。 ○消費生活センターと連携し、悪徳商法等からの消費者保護に関する情報提供や啓発、相談等の充実に取り組みます。 ○まちづくり協議会や地域福祉ネットワーク委員会等の運営支援を行います。

主な 関連施策	1. <u>要支援者</u> 情報の収集、管理・共有、活用方法の確立 2. 民生委員・児童委員、福祉委員活動支援 3. 消費生活センターとの連携 4. まちづくり協議会運営支援
------------	---

(2) 地域での見守り活動の促進
(略)

活動目標 3 災害時の避難行動要支援者に対する支援体制の充実

取り組みの方向性

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生は、多くの国民に災害に対する不安と、発生時の対応や非常時を想定した備えの重要性を改めて認識させることとなりました。本市でも、平成 15 年、21 年に集中豪雨による大水害を経験したためか、災害時の対策についての関心は高くなっています。こうした災害に対する不安は、高齢者や障がい者等のいる家庭等ではさらに大きく、アンケート調査の結果からも、災害対策を最重要課題と考える人が多くなっています。

本市では、災害時の避難行動要支援者対策として、平成 20 年度に「飯塚市避難支援プラン全体計画」を策定し、このプランに基づき、災害時の避難行動要支援者の把握や支援体制づくりを進めています。今後もこの取り組みを推進し、市内全域において避難行動要支援者情報の把握と支援体制の整備が図られるよう努めていきます。

具体的な取り組み

(1) 避難行動要支援者の情報把握

災害時に支援を必要とする人たちについて、地域と行政との協働による実態の把握と避難行動要支援者情報の管理体制の整備を進めていきます。

主な 関連施策	1. <u>要援護者</u> 情報の収集、管理・共有、活用方法の確立 2. 民生委員・児童委員、福祉委員活動支援 3. 消費生活センターとの連携 4. まちづくり協議会運営支援
------------	---

(2) 地域での見守り活動の促進
(略)

活動目標 3 災害時要援護者支援体制の充実

計画書 P63~64

取り組みの方向性

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生は、多くの国民に災害に対する不安と、発生時の対応や非常時を想定した備えの重要性を改めて認識させることとなりました。本市でも、平成 15 年、21 年に集中豪雨による大水害を経験したためか、災害時の対策についての関心は高くなっています。こうした災害に対する不安は、高齢者や障がい者等のいる家庭等ではさらに大きく、アンケート調査の結果からも、災害対策を最重要課題と考える人が多くなっています。

本市では、災害時の要援護者支援対策として、平成 20 年度に「飯塚市災害時要援護者避難支援プラン」を策定し、このプランに基づき、災害時の要援護者の把握や支援体制づくりを進めています。今後もこの取り組みを推進し、市内全域において災害時要援護者情報の把握と支援体制の整備が図られるよう努めていきます。

具体的な取り組み

(1) 要援護者の情報把握

災害時に援護を必要とする人たちについて、地域と行政との協働による実態の把握と要援護者情報の管理体制の整備を進めていきます。

取り組みの主体	取り組み
市民 《自助》	○災害時の避難等が不安な人は、地域の人や行政等に相談し、あらかじめ対応策を検討しておきましょう。
地域や関係団体 《共助》	○行政との協働により、 <u>避難行動要支援者</u> の把握に取り組みましょう。
行政 《公助》	○地域との協働により、 <u>避難行動要支援者</u> の把握に取り組みます。
主な 関連施策	1. <u>避難行動要支援者</u> の把握、 <u>要支援者</u> 情報の管理・共有体制の整備

(2) 災害時支援体制の確立

災害時の支援体制の確立に向けて、地域の自主防災組織の設立や福祉避難所の整備を進めていきます。また、避難所やハザードマップについて、周知を図っていきます。

取り組みの主体	取り組み
市民 《自助》	○地域の自主防災組織や消防団の活動に積極的に参加・協力しましょう。
地域や関係団体 《共助》	○行政との協働により、 <u>避難行動要支援者</u> の支援体制づくり等の対策を進めましょう。 ○地域の自主防災組織や消防団の活動に積極的に参加・協力しましょう。 ○地域で自主防災組織の設置や防災マップの作成等の取り組みを進めましょう。 ○災害時には、 <u>要支援者</u> に対する避難援助等の支援に協力しましょう。 ○災害時に市社会福祉協議会が設置・運営する災害救援ボランティアセンターの活動に積極的に参加・協力しましょう。

取り組みの主体	取り組み
市民 《自助》	○災害時の避難等が不安な人は、地域の人や行政等に相談し、あらかじめ対応策を検討しておきましょう。
地域や関係団体 《共助》	○行政との協働により、 <u>災害時要援護者</u> の把握に取り組みましょう。
行政 《公助》	○地域との協働により、 <u>災害時要援護者</u> の把握に取り組みます。
主な 関連施策	1. <u>災害時要援護者</u> の把握、 <u>要援護者</u> 情報の管理・共有体制の整備

(2) 災害時支援体制の確立

災害時の支援体制の確立に向けて、地域の自主防災組織の設立や福祉避難所の整備を進めていきます。また、避難所やハザードマップについて、周知を図っていきます。

取り組みの主体	取り組み
市民 《自助》	○地域の自主防災組織や消防団の活動に積極的に参加・協力しましょう。
地域や関係団体 《共助》	○行政との協働により、 <u>災害時要援護者</u> の支援体制づくり等の対策を進めましょう。 ○地域の自主防災組織や消防団の活動に積極的に参加・協力しましょう。 ○地域で自主防災組織の設置や防災マップの作成等の取り組みを進めましょう。 ○災害時には、 <u>要援護者</u> に対する避難援助等の支援に協力しましょう。 ○災害時に市社会福祉協議会が設置・運営する災害救援ボランティアセンターの活動に積極的に参加・協力しましょう。

<p>行政 《公助》</p>	<p>○「飯塚市地域防災計画」に基づき、自主防災組織の設立を支援します。 ○避難所やハザードマップについて、市民に周知を図ります。 ○福祉避難所を整備し、障がいのある方等が利用できる避難所を確保します。 ○災害時に障がいの特性等に配慮した適切な情報提供に努めます。</p>
<p>主な 関連施策</p>	<p>1. 自主防災組織の設置支援 2. 避難所やハザードマップの周知 3. <u>避難行動要支援者及び避難所における要配慮者に対する支援対策</u>（自主防災組織、福祉避難所との協定締結） 4. 障がい等に応じた情報提供・避難支援</p>

<p>行政 《公助》</p>	<p>○「飯塚市地域防災計画」に基づき、自主防災組織の設立を支援します。 ○避難所やハザードマップについて、市民に周知を図ります。 ○福祉避難所を整備し、障がいのある方等が利用できる避難所を確保します。 ○災害時に障がいの特性等に配慮した適切な情報提供に努めます。</p>
<p>主な 関連施策</p>	<p>1. 自主防災組織の設置支援 2. 避難所やハザードマップの周知 3. <u>災害時要援護者支援対策</u>（自主防災組織、福祉避難所との協定締結） 4. 障がい等に応じた情報提供・避難支援</p>

基本目標3 つながるしくみづくり

活動目標1 情報提供体制の充実
(略)

活動目標2 相談体制の充実

取り組みの方向性

現在、本市の福祉に関する相談は、市役所・支所の福祉関係窓口をはじめ、子育て支援センター、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障がい者基幹相談支援センター、生活困窮者のための生活自立支援相談室等の相談窓口、社会福祉協議会等関係団体による相談事業、民生委員・児童委員、各種相談員等の相談活動等があります。

今後は、高齢化に伴う介護・障がい・子育て・就労・住居の確保・社会的孤立、また、これらの複合的な要因による生活困窮の問題や、福祉以外の分野とも関連がある多様化、複雑化した相談に対応するために、相談員の資質の向上や、各窓口間の連携により、問題を迅速かつ適切に処理していくことのできる体制の整備に取り組みます。

基本目標3 つながるしくみづくり

活動目標1 情報提供体制の充実
(略)

活動目標2 相談体制の充実

取り組みの方向性

現在、本市の福祉に関する相談は、市役所・支所の福祉関係窓口をはじめ、地域子育て支援センター、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障がい者生活支援センター等の相談窓口、社会福祉協議会等関係団体による相談事業、民生委員・児童委員、各種相談員等の相談活動等があります。

今後は、高齢者や子育て、障がい等多方面からの解決が求められる問題や、福祉以外の分野と関連がある多様化、複雑化した相談に対応するために、相談員の資質の向上や、各窓口間の連携により、問題を迅速かつ適切に処理していくことのできる体制の整備に取り組みます。

計画書 P68～70

具体的な取り組み

(1) 相談体制の充実

さまざまな地域福祉の問題解決に向けて、身近な相談窓口の周知と利用を進めていきます。また個々の窓口での解決や関係機関への送致など、迅速な対応ができるよう相談員の資質の向上を図ります。

取り組みの主体	取り組み
市民 《自助》	○社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の地域の相談先、行政の相談窓口を積極的に活用しましょう。
地域や関係団体 《共助》	○社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の関係団体は、地域における相談活動の充実と、その周知に努めましょう。 ○民生委員・児童委員等が行う地域の相談活動については、行政の相談機関と連携して、相談事の解決に取り組みましょう。
行政 《公助》	○各種相談員や子育て支援センター、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障がい者基幹相談支援センター、生活自立支援相談室等の地域における身近な相談窓口について、周知を図ります。 ○研修会等の開催や受講により、各種相談員の資質や技術の向上を図ります。
主な 関連施策	1. 相談員派遣等事業の実施 2. 各種支援センター事業の実施 3. 各種相談室の開設 4. 相談員等研修の実施 5. 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

(2) 相談窓口間の連携
(略)

具体的な取り組み

(1) 相談体制の充実

さまざまな地域福祉の問題解決に向けて、身近な相談窓口の周知と利用を進めていきます。また個々の窓口での解決や関係機関への送致など、迅速な対応ができるよう相談員の資質の向上を図ります。

取り組みの主体	取り組み
市民 《自助》	○社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の地域の相談先、行政の相談窓口を積極的に活用しましょう。
地域や関係団体 《共助》	○社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の関係団体は、地域における相談活動の充実と、その周知に努めましょう。 ○民生委員・児童委員等が行う地域の相談活動については、行政の相談機関と連携して、相談事の解決に取り組みましょう。
行政 《公助》	○各種相談員や <u>地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障がい者生活支援センター、子育て支援センター</u> 等の地域における身近な相談窓口について、周知を図ります。 ○研修会等の開催や受講により、各種相談員の資質や技術の向上を図ります。
主な 関連施策	1. 相談員派遣等事業の実施 2. 各種支援センター事業の実施 3. 各種相談室の開設 4. 相談員等研修の実施

(2) 相談窓口間の連携
(略)

活動目標 2 相談体制の充実の計画目標

事業名	指標の考え方	実績 (年度)	目標 (平成 34 年度)
介護相談員等派遣等事業	延べ派遣回数	(略)	(略)
高齢者・障がい者・児童の各種相談支援事業	「地域包括支援センター」における相談受付件数	(略)	増加
	「在宅介護支援センター」における訪問相談支援件数	(略)	
	「障がい者基幹相談支援センター」※における相談・支援件数	(略)	
	「家庭児童相談室」における相談件数	(略)	
生活困窮者に対する相談支援事業	「生活自立支援相談室」における相談受付件数	162件 (H27)	増加
サンクス相談室	相談件数	(略)	(略)
無料法律相談	利用件数	(略)	(略)

※平成 29 年 7 月に従来の「障がい者生活支援センター」から移行したもの

活動目標 2 相談体制の充実の計画目標

事業名	指標の考え方	実績 (年度)	目標 (平成 34 年度)
介護相談員等派遣等事業	延べ派遣回数	(略)	(略)
高齢者・障がい者・児童の各種相談支援事業	「地域包括支援センター」における相談受付件数	(略)	増加
	「在宅介護支援センター」における訪問相談支援件数	(略)	
	「障がい者生活支援センター」における相談・支援件数	(略)	
	「家庭児童相談室」における相談件数	(略)	
サンクス相談室	相談件数	(略)	(略)
無料法律相談	利用件数	(略)	(略)

活動目標 3 権利擁護体制の充実
(略)

活動目標 4 地域のネットワークの強化

取り組みの方向性

市民や関係団体等がそれぞれの活動を進めるとともに、相互に連携しながら互いの活動を補完していくことで、地域福祉の活動はさらに大きく広がっていくことが期待されます。団体ヒアリングの中でも、さまざまな団体の活動が行政を含む関係団体と相互に連携していくことが、必要不可欠であることが指摘されています。

本市では、高齢者福祉の推進を主たる目的とする地域福祉ネットワーク委員会と地区社会福祉協議会とが連携を図り、地域での高齢者見守り活動等のネットワークづくりを進めていますが、今後は、この両者の活動を中核として、各種団体が連携して地域における活発な福祉活動が展開できるよう支援を進めていきます。

また、子育て、障がい、生活困窮などのさまざまな分野における支援活動についても、団体間、または行政と民生委員・児童委員をはじめとする地域住民との連携によるネットワークを構築し、協働のもと福祉のまちづくりを進めていきます。

具体的な取り組み

(1) 要支援者を支えるネットワークづくり

地域で要支援者を支援している地区社会福祉協議会や地域福祉ネットワークの中核的な活動の支援を拡充するとともに、ボランティアやNPO法人等の活動や事業所等の見守り活動と連携を図り、要支援者を支えるネットワークの構築とその充実を目指します。

取り組みの主体	取り組み
市民 《自助》	○身近な地域での助け合い活動に積極的に参加しましょう。

活動目標 3 権利擁護体制の充実
(略)

活動目標 4 地域のネットワークの強化

計画書 P73~74

取り組みの方向性

市民や関係団体等がそれぞれの活動を進めるとともに、相互に連携しながら互いの活動を補完していくことで、地域福祉の活動はさらに大きく広がっていくことが期待されます。団体ヒアリングの中でも、さまざまな団体の活動が行政を含む関係団体と相互に連携していくことが、必要不可欠であることが指摘されています。

本市では、高齢者福祉の推進を主たる目的とする地域福祉ネットワーク委員会と地区社会福祉協議会とが連携を図り、地域での高齢者見守り活動等のネットワークづくりを進めていますが、今後は、この両者の活動を中核として、各種団体が連携して地域における活発な福祉活動が展開できるよう支援を進めていきます。

また、子育てや障がい者などのさまざまな分野における活動についても、団体間、または行政との連携によるネットワークを構築し、協働のもと福祉のまちづくりを進めていきます。

具体的な取り組み

(1) 要援護者を支えるネットワークづくり

地域で要援護者を支援している地区社会福祉協議会や地域福祉ネットワークの中核的な活動の支援を拡充するとともに、ボランティアやNPO法人等の活動や事業所等の見守り活動と連携を図り、要支援者を支えるネットワークの構築とその充実を目指します。

取り組みの主体	取り組み
市民 《自助》	○身近な地域での助け合い活動に積極的に参加しましょう。

地域や関係団体 《共助》	<p>○小地域福祉活動を推進し、地域の困りごとや、その解決策等を話し合う機会をつくりましょう。</p> <p>○地域で<u>要支援者</u>を支える活動を行っている団体同士が連携して、より良い活動を展開しましょう。</p>
行政 《公助》	<p>○小地域での福祉活動を推進するため、社会福祉協議会と連携し、地区社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会を中心とした、地域で<u>要支援者</u>を支えるネットワークづくりを進めます。</p> <p>○ボランティア・NPO等の活動団体とその受け手を結びつけるしくみづくりを進めます。</p> <p>○<u>地域包括支援センターや在宅介護支援センター、子育て支援センター、障がい者基幹相談支援センター、生活自立支援相談室、社会福祉協議会権利擁護センターやボランティアセンター等の各種福祉分野の専門相談機関と、保健センターや医療機関等による各保健・医療分野の専門相談機関の連携等による機能の充実を図ります。</u></p> <p>○地区住民の見守りを強化するため、事業所等が行う安否確認活動と連携します。【再掲】</p>
主な 関連施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会の支援 2. <u>孤独死防止のための庁内連携体制の確立</u> 3. <u>要支援者に対するごみ収集方法の検討</u> 4. <u>地域包括ケア体制の推進</u> 5. <u>事業所等が行う安否活動との連携【再掲】</u>
(2) 団体間のネットワークづくり (略)	

地域や関係団体 《共助》	<p>○小地域福祉活動を推進し、地域の困りごとや、その解決策等を話し合う機会をつくりましょう。</p> <p>○地域で<u>要援護者</u>を支える活動を行っている団体同士が連携して、より良い活動を展開しましょう。</p>
行政 《公助》	<p>○小地域での福祉活動を推進するため、社会福祉協議会と連携し、地区社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会を中心とした、地域で<u>要援護者</u>を支えるネットワークづくりを進めます。</p> <p>○ボランティア・NPO等の活動団体とその受け手を結びつけるしくみづくりを進めます。</p> <p>○<u>地域包括支援センターや在宅介護支援センター、地域子育て支援センター、障がい者生活支援センター、社会福祉協議会権利擁護センターやボランティアセンター等の各種福祉分野の専門相談機関と、保健センターや医療機関等による各保健・医療分野の専門相談機関の連携等による機能の充実を図ります。</u></p> <p>○地区住民の見守りを強化するため、事業所等が行う安否確認活動と連携します。【再掲】</p>
主な 関連施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会の支援 2. <u>孤立死防止のための庁内連携体制の確立</u> 3. <u>要援護者に対するごみ収集方法の検討</u> 4. <u>地域包括ケア体制の推進</u> 5. <u>事業所等が行う安否活動との連携【再掲】</u>
(2) 団体間のネットワークづくり (略)	